

野田市文化会館利用料金

ホール利用料金(舞台・客席・ロビー)

時間区分 利用区分		平日				土・日・休日			
		午前 9時から12時まで	午後 13時から17時まで	夜間 18時から22時まで	全日 9時から22時まで	午前 9時から12時まで	午後 13時から17時まで	夜間 18時から22時まで	全日 9時から22時まで
市民が利用する場合		10,000	20,020	25,740	52,900	11,440	25,740	34,320	68,640
市内に住所を有しない者の場合		20,000	40,040	51,480	105,800	22,880	51,480	68,640	137,280
商行為 の場合	市民が利用する場合	30,000	60,060	77,220	158,700	34,320	77,220	102,960	205,920
	市内に住所を有しない者の場合	50,000	100,100	128,700	264,500	57,200	128,700	171,600	343,200

ロビー利用料金

時間区分 利用区分		平日				土・日・休日			
		午前 9時から12時まで	午後 13時から17時まで	夜間 18時から22時まで	全日 9時から22時まで	午前 9時から12時まで	午後 13時から17時まで	夜間 18時から22時まで	全日 9時から22時まで
市民が利用する場合 1階ロビー		5,250	10,500	13,500	27,770	6,000	13,500	18,010	36,030
市民が利用する場合 1・2階ロビー		7,000	14,010	18,010	37,030	8,000	18,010	24,020	48,040
市内に住所を有しない者の場合 1階ロビー		10,500	21,000	27,000	55,540	12,000	27,000	36,020	72,060
市内に住所を有しない者の場合 1・2階ロビー		14,000	28,020	36,020	74,060	16,000	36,020	48,040	96,080
商行為 の場合	市民が利用する場合 1階ロビー	15,750	31,500	40,500	83,310	18,000	40,500	54,030	108,090
	市民が利用する場合 1・2階ロビー	21,000	42,030	54,030	111,090	24,000	54,030	72,060	144,120
	市内に住所を有しない者の場合 1階ロビー	26,250	52,500	67,500	138,850	30,000	67,500	90,050	180,150
	市内に住所を有しない者の場合 1・2階ロビー	35,000	70,050	90,050	185,150	40,000	90,050	120,100	240,200

控室等利用料金

時間区分 利用区分		市民が利用する場合				市内に住所を有しない者			
		午前 9時から12時まで	午後 13時から17時まで	夜間 18時から22時まで	全日 9時から22時まで	午前 9時から12時まで	午後 13時から17時まで	夜間 18時から22時まで	全日 9時から22時まで
控室1～3		300	620	620	1,560	600	1,240	1,240	3,120
控室4～5		190	410	410	1,030	380	820	820	2,060
リハーサル室		840	1,700	1,700	4,260	1,680	3,400	3,400	8,520
浴室		410	840	840	2,110	820	1,680	1,680	4,220
商行為 の場合	控室1～3	900	1,860	1,860	4,680	1,500	3,100	3,100	7,800
	控室4～5	570	1,230	1,230	3,090	950	2,050	2,050	5,150
	リハーサル室	2,520	5,100	5,100	12,780	4,200	8,500	8,500	21,300
	浴室	1,230	2,520	2,520	6,330	2,050	4,200	4,200	10,550

備考

- 基本利用料は、午前、午後、夜間及び全日の時間区分とする。ただし、午前、午後又は午後、夜間を通じて利用することができる。
- 午前又は午後の利用については、特に支障がない場合に限り、1時間を限度として利用する時間を延長することができる。
- 前項の延長に係る基本利用料は、延長した時間区分の0.3倍の額とする。
- 大ホールの基本利用料には、1階ロビー、2階ロビー及び階段並びにボーダーライト1列の利用料を含むものとする。
- 舞台設営及びリハーサルのために大ホールの舞台を前日に利用する場合の基本利用料は、当該利用した時間区分の0.5倍の額とする。ただし、特に必要があると認めるときは、前日以外の日に利用することができる。
- 休日とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- 商品の展示、販売宣伝その他商行為等で利用する場合の基本利用料は、当該時間区分の3倍(市内に住所を有しない者が利用する場合は5倍)の額とする。
- 市内に住所を有しない者が、前項に規定する行為等以外に利用する場合の基本利用料は、当該時間区分の2倍の額とする。